

2022年5月27日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役専務執行役員 藪下 貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

Aslead Capital 及びプリズム・アドバイザーに対する書簡送付等に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日付けで「合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド (WK 1 Limited) らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針 (Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策) の導入に関するお知らせ」(以下「本件対応方針」といいます。)を開示いたしました。同月25日に、株式会社プリズム・アドバイザー及びAslead Capital Pte. Ltd.から、本件対応方針の記載内容に関する電子メールをそれぞれ受領いたしましたので、本日、各社に対して書簡を送付いたしました。なお、Aslead Capital Pte. Ltd.が、本日、当該電子メールの内容に関する公表をしておりますが、それに対する当社の考え方も当該書簡に記載しております。

つきましては、当社株主の皆様に対して適切な情報提供を行うべく、上記の各電子メール及び各書簡について、別紙のとおり公表させていただきます。

記

- 別紙1：株式会社プリズム・アドバイザー代表取締役齋藤史朗氏から当社への2022年5月25日付け電子メール
- 別紙2：Aslead Capital Pte. Ltd. Managing Director 門田泰人氏から当社への2022年5月25日付け電子メール
- 別紙3：当社から株式会社プリズム・アドバイザーへの2022年5月27日付け書簡
- 別紙4：当社からAslead Capital Pte. Ltd.への2022年5月27日付け書簡

以 上

別紙1：株式会社プリズム・アドバイザー代表取締役齋藤史朗氏から当社への2022年5月25日付け電子メール

お世話になっております。

昨日の貴社のプレスリリースを拝見しました。

その中で再度弊社名が言及されている点についてはこれまでもご連絡してきた通り弊社との契約違反に当たりますし事前にご連絡頂けなかったことは遺憾に感じております。

さらに内容について弊社が「アスリードJ」と称され Yamauchi-No.10 Family Office (YFO) とともに「特定株主グループ」とされており大変驚きました。

YFO と弊社は全く関係のない第三者であり貴社のご趣旨が理解できません。また YFO としても第三者であり全くコントロール出来ない弊社が仮に貴社株式を少しでも取得した場合に「大量買付行為等」に当たるといふのは当惑されることと思われまじ、開示を見た貴社株主や世間一般の方々としても貴社の意図や目的が理解できないのではないかと思います。

弊社としても関係のない YFO と共同で投資活動をしているかのような情報が広く開示されている点について困惑しているとともに今後の弊社の業務への影響を危惧しております。

ちなみに弊社ではこれまでも貴社株式を取得したことはありませんし、今後も取得する予定は一切ありません。(貴社との契約第4条4項に規定されているアドバイザー業務と投資業務の分離の義務からしても取得は契約違反ですし行えません。)

また別紙1においてアスリードグループとされている点について、弊社の旧社名がアスリード・アドバイザーであったこと、門田泰人が前代表取締役であったことから誤解されているのではないかと思います。

弊社及び私が門田泰人と人的交流があり業務委託関係があることはご存じの通り事実ですが弊社はアスリード・キャピタルやその運営するファンドのグループ会社、もしくは関係会社には当たらず独立した企業です。

村上氏との経緯等を開示されたいというご事情なのだろうと想像しておりますが、貴社との契約上の地位を弊社が引き継いだとはいえ別会社ですのでせめてアスリードグループの枠外に記載されるのが正確と考えます。

貴社では知りえない事実関係もあろうかと思しますのでやはり事前にご連絡なく貴社が推

測された内容で弊社名に言及した開示を公表されたことは遺憾に思います。

弊社との契約や村上氏が一時担当者であったことは既に強引な形で公知となっておりますが、①弊社が特定株主グループに含まれていることは誤っているかどうかというよりも貴社のご趣旨とも合致していない錯誤した内容ではないかということ、②アスリード・キャピタル等とグループ会社であるかのような図は誤りであること、の 2 点につき早急に削除・修正をお願い致します。

現在貴社は貴社の意向を貴社株主に諮られようとされていると推測しておりますが、不正確な内容で株主へ判断を求めることは貴社にとっても有益ではないのではないかと危惧しております。

なお、門田は弊社での立場だけでなく別途個人名で記載があり門田が対応するとのことでしたので私からはあくまでもプリズム・アドバイザー及びその代表取締役という立場からメールをお送りしております。

よろしくお願い致します。

齋藤

別紙 2 : Aslead Capital Pte. Ltd. Managing Director 門田泰人氏から当社への 2022 年 5 月
25 日付け電子メール

お世話になっております。

5 月 24 日付の貴社の大規模買付行為等の対応方針に関する開示の中で、Yamauchi No.10 Family Office (「YFO」) と当社及び門田泰人を含む当社の役職員との間には資本関係・出資関係・契約関係はなく、YFO の村上皓亮氏と当社は現在何ら関係がないにもかかわらず、あたかも関係があるかのように YFO と同じ大規模買付行為等の対抗措置の対象となる「大規模買付者」並びに「特定株主グループ」と見做すとの記載がなされております。これは、上場会社として投資家に対し正しい情報を提供すべきであるにもかかわらず、当社への事前の事実確認を怠り一方的に誤った事実を公表したという点で市場に対して著しく不適切な行為であると共に、当社の業務活動に支障を生じさせるものであり、虚偽の風説の流布・偽計業務妨害・信用棄損に該当しかねない深刻な問題で、当社としては大変遺憾です。

また、当社運営ファンドの富士興産に対する公開買付けの経緯についても大規模買付行為等の開示の中で触れられています。こちらはそもそも YFO による貴社株式への投資と何ら関係のない案件ですが、当社は富士興産に対する公開買付けを撤回した後、富士興産とは建設的対話を再開し、今年 3 月に富士興産の意向に応じて同社の自社株買いにて保有株式を売却しています。富士興産とのやり取りの一部を切り取った形で当社が投資先企業との建設的対話を重視していないかのような、当社の評判を貶める意図を感じさせる虚偽の記載がされていることは当社に対する名誉棄損にもなりかねず、非常に問題があると考えております。

上記の理由から、本メールにより、当社及び門田個人に関する記載を当該大規模買付行為等の対応方針の開示から削除することを要請します。また、併せて YFO による東洋建設への投資と何ら関係のない富士興産の案件に関しても同開示から削除することを要請します。なお、当社から投資家への注意喚起のため、当該記載について、虚偽記載となっていることについて説明すると共に、貴社に対して削除を要請したことを開示させて頂く予定です。

また、虚偽記載となっている同開示の文面のまま、定時株主総会の議案として招集通知を出されるようなことがあった場合には、法的措置を採る可能性もあることを付言させていただきます。

ご対応のほど宜しく申し上げます。

Aslead Capital

門田

2022年5月27日

株式会社プリズム・アドバイザー
代表取締役 齋藤 史朗 様

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地
東洋建設株式会社
代表取締役 専務執行役員
経営管理本部長兼サステナビリティ担当
藪下 貴弘

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴殿より 2022年5月25日付けにて当社執行役員経営企画部長時田宛に送付頂きました電子メール（以下「本メール」といいます。）につき、以下のとおり当社の考えをお伝えさせていただきます。なお、本書面及びこれに対する貴社からのご回答に関しては、東京証券取引所その他関係機関からの指導や当社株主に対する説明責任の観点から、当社から公表することがあり得る点につき、予めご承知おきください。

1 当社による開示について

貴社は、本メールで、当社の5月24日付けプレスリリースの中で「再度弊社名が言及されている点についてはこれまでもご連絡してきた通り弊社との契約違反に当たります」と一方的に主張されていますが、そもそも、貴社は、Aslead Capital Pte. Ltd.（以下「アスリード S」といいます。）から、同社と当社との間における、前田建設株式会社を中心とする組織再編その他の当社の資本政策（以下「前案件」といいます。）に関する2020年10月1日付けアドバイザー業務委託契約（以下「アドバイザー契約」といいます。）上の地位を、2021年1月22日に譲り受けているため、アドバイザー契約4条1項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条4項所定の情報の投資利用禁止義務を承継されています。

然るところ、アスリード S における前案件の担当者として2020年12月頃から2021年2月頃までの間、後述する門田泰人氏（以下「門田氏」といいます。）と共にディレクターとして前案件を担当されていた村上皓亮氏（以下「村上氏」といいます。）は、山内万丈氏（以下「山内氏」といいます。）が代表を務めていると共に100%出資している一般社団法人 Yamauchi-No.10 Family Office（以下「YFO」といいます。）の最高投資責任者として、インフロニア・ホールディングス株式会社による当社に対する株式公開買付け（以下「インフロニア TOB」といいます。）に対抗する形で（山内氏の支配下において YFO の事業会社であると称されている）合同会社 Vpg 及び株式会社 KITE が当社に対して提案され、申込みをされた株式公開買付け（以下「本 TOB 提案」といいます。）やそれに関連する当社との協

議・交渉を主導しており、同氏がアドバイザー契約 4 条 1 項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条 4 項所定の情報の投資利用禁止義務に違反していることは明らかです。さらに、村上氏は、貴社がアドバイザー契約の契約上の地位を譲り受けた後も、従前と変わらず、貴社における前案件の担当者として当社の秘密情報に接しつつ、業務を行っておりましたので、貴社と村上氏との法的関係が委任関係に基づくものか雇用関係に基づくものかについては当社として把握していませんが、いずれであったとしても、貴社も、同氏を雇用又は同氏に業務を委託している立場として、アドバイザー契約 4 条 1 項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条 4 項所定の情報の投資利用禁止義務に違反していることは、同じく明らかであるといわざるを得ません。なお、アドバイザー契約 4 条 3 項においては、貴社が外部のアドバイザーに対して秘密情報を伝達する場合には、アドバイザー契約所定の秘密保持義務を遵守させることを条件とするとされており、そのことからしても、村上氏によるアドバイザー契約 4 条 1 項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条 4 項所定の情報の投資利用禁止義務への違反は、同時に貴社によるこれら義務への違反を構成することは明白です。

貴社がこのようにアドバイザー契約の重大な違反を行っている以上、当社が上場会社としてその事実を対外的に明らかにすることが守秘義務違反等に問われることがないことは明らかであり、既に重大な契約違反を犯されている貴社が、当社に対して契約違反を主張されることは誠に遺憾です。

2 「特定株主グループ」との表示について

貴社は、当社の 5 月 24 日付けプレスリリースの中で、YFO らと共に「特定株主グループ」として表示されていることにつき、本メールにおいて、貴社と YFO とは全く関係のない第三者であって趣旨が理解できない等と記載されていますが、上記のとおり、YFO の最高投資責任者である村上氏が、アドバイザー契約 4 条 1 項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条 4 項所定の情報の投資利用禁止義務に明らかに違反しているにも拘らず、貴社が村上氏に対して法的措置を講じたり、それを是正するよう申し入れたりした事実は確認できず、この点について、当社は今日に至るまで貴社から何らのご説明も頂けておりません。そうである以上、貴社が、村上氏が最高投資責任者である YFO と全く関係のない第三者であることについては、当社に対して合理的な説明を尽くすべき責任が貴社に存するものと考えております。①村上氏を介した貴社と YFO との関係や、②前案件とインフロニア TOB との関連性（村上氏が貴社にてアドバイザー契約所定の業務を遂行されるに際して当社から取得した秘密情報は、インフロニア TOB に対抗してなされた本 TOB 提案の作成・検討に際して極めて有用な情報であること）、及び③貴社の前代表取締役である門田氏が出資者であって Managing Director を務めるアスリード S が運営するファンドであるアスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド等に YFO の代表で

ありその 100%出資者である山内氏が多額の出資を行っている旨の報道が複数存すること等に鑑みれば、別途の客観的・合理的根拠に基づく反証がない限り、当社としては、少なくとも、貴社も YFO と協調して行動する者であると推認することには、合理的な根拠があると考えております。

そもそも、遺憾ながら、貴社は、(村上氏の行為の結果として) アドバイザリー契約 4 条 1 項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条 4 項所定の情報の投資利用禁止義務に違反しており、少なくとも村上氏がかかる義務違反を行わないようにすべき法的義務を負っているにも拘らず、かかる義務を履行していないことについてのご認識が欠如されているように思われます。少なくとも、貴社には、村上氏がアドバイザリー契約 4 条 1 項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条 4 項所定の情報の投資利用禁止義務に違反していること及び貴社がかかる違反に対して適切な措置を講じているかについて、客観的・合理的根拠に基づいて、当社が納得できる十分な説明を尽くすべき責任があることは明らかです。

なお、貴社が前案件の関係で当社に対して提供されていた業務には、当社に対して、「有価証券の価値等」「金融商品の価値等・・・の分析に基づく投資判断」に関し、「口頭、文書・・・その他の方法」によって助言を行い、その対価として報酬を受領することを内容とするもの(金融商品取引法 2 条 8 項 11 号)が含まれているように思われますが、金融商品取引法 41 条では、金融商品取引業者等は、「顧客のため忠実に投資助言業務を行わなければならない」旨及び「顧客に対し、善良な管理者の注意をもって投資助言業務を行わなければならない」旨が定められており、同法 41 条の 2 では、金融商品取引業者等が投資助言業務を行うに際しての禁止行為として、「顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと」(1 号)、「助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引・・・を行うこと」(4 号)が掲げられています。したがって、貴社においても、アドバイザリー業務を営む以上は、少なくともこれらの規定の趣旨を遵守することが求められているものと考えます。

以上から、当社としては、貴社は、本メールで述べられているように「貴社では知りえない事実関係もあろうかと思いますのでやはり事前にご連絡なく貴社が推測された内容で弊社名に言及した開示を公表されたことは遺憾に思います」等と指摘できる立場には全くなく、「弊社との契約や村上氏が一時担当者であったことは既に強引な形で公知となっております」等と批判できる立場にもないものと考えております。

本メールでは、「①弊社が特定株主グループに含まれていることは誤っているかどうかというよりも貴社のご趣旨とも合致していない錯誤した内容ではないかということ」と記載されておりますが、当社としては、現在の認識に特に錯誤があるとは考えておらず、当社の 5 月 24 日付けプレスリリースの中で貴社が YFO らと共に「特定株主グループ」として表示されていることは、同プレスリリースの趣旨に合致していると考えております。また、本メールでは、「②アスリード・キャピタル等とグループ会社であるかのような図は

誤りである」とも記載されておられますが、仮に貴社において当該図が誤りであると主張されるのであれば、当該図が誤りであることを客観的・合理的根拠に基づいて当社に対してご説明頂くべき責任があるものと思料致します。

したがって、本メールに記載されている貴社のご要望には現在のところ応じかねます。もともと、今後、貴社から、客観的・合理的根拠に基づいた情報の提供を頂ければ、当社としては、それらの情報を精査の上、適切な対応を取る用意がありますので、その旨申し添えます。

繰り返しになりますが、当社と致しましては、村上氏が最高投資責任者を務めている YFO による当社株式に対する大規模買付行為等に関し、貴社には、貴社がアスリード S より引き継がれました当社との間のアドバイザー契約上における義務違反の疑いがあると考えており、その点に関する貴社のお考えをお伺いしたいと考えております。十分なお説明が頂けない場合には、貴社に対してアドバイザー契約に基づいてお支払いした報酬について返還を求めることを含め、適宜必要な措置を講じて参る所存ですので、予めご承知おきください。

敬具

2022年5月27日

Aslead Capital Pte. Ltd.
Managing Director
門田 泰人 様

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地
東洋建設株式会社
代表取締役 専務執行役員
経営管理本部長兼サステナビリティ担当
藪下 貴弘

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴殿より 2022 年 5 月 25 日の深夜に当社執行役員経営企画部長時田宛に送付頂きました電子メール（以下「本メール」といいます。）につき、以下のとおり当社の考えをお伝えさせていただきます。なお、本書面及びこれに対する貴社からのご回答に関しては、東京証券取引所その他関係機関からの指導や当社株主に対する説明責任の観点から、当社から公表することがあり得る点につき、予めご承知おきください。

1 「特定株主グループ」との表示について

貴社（Aslead Capital Pte. Ltd.）は、本メールにおいて、当社が 5 月 24 日付けプレスリリースにて公表した、大規模買付行為等についての対応方針（以下「本件対応方針」といいます。）に関する開示の中で、一般社団法人 Yamauchi No.10 Family Office（以下「YFO」といいます。）と貴社及び貴殿を含む貴社の役職員との間には「資本関係・出資関係・契約関係はなく」、YFO の最高投資責任者である村上皓亮氏（以下「村上氏」といいます。）と貴社とは「現在何ら関係がないにもかかわらず、あたかも関係があるかのように YFO と同じ大規模買付行為等の対抗措置の対象となる『大規模買付者』並びに『特定株主グループ』と見做すとの記載がなされております」〔傍点は当社〕と記載された上で、「これは、上場会社として投資家に対し正しい情報を提供すべきであるにもかかわらず、当社への事前の事実確認を怠り一方的に誤った事実を公表したという点で市場に対して著しく不適切な行為であると共に、当社の業務活動に支障を生じさせるものであり、虚偽の風説の流布・偽計業務妨害・信用棄損に該当しかねない深刻な問題で、当社としては大変遺憾です」と、当社を厳しく論難されています。

しかしながら、そもそも貴社は当社との間で、前田建設工業株式会社を中心とする組織再編その他の当社の資本政策（以下「前案件」といいます。）に関する 2020 年 10 月 1 日付けアドバイザー業務委託契約（以下「アドバイザー契約」といいます。）を締結されてお

り、同契約上の地位を、2021年1月22日に株式会社アスリード・アドバイザー（現・株式会社プリズム・アドバイザー）に譲渡するまでの間、同契約に基づくアドバイザー業務を受託されていたところです。そして、同契約には、その4条1項で当社が提供した秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条4項で所定の情報の投資利用禁止義務が規定されており、貴社及び貴社の役職員は、当然ながら、同契約上の義務を遵守すべき立場にあります（なお、同契約4条所定のこれらの義務は現時点においても存続しています。）。

然るところ、貴社がアドバイザー契約に基づき受託されていた前案件については、2020年12月頃から2021年2月頃までの間、貴殿と共に、ディレクターとして村上氏が担当を務めており、当社から秘密情報を取得していたにも拘らず、村上氏は、山内万丈氏（以下「山内氏」といいます。）が代表を務めていると共に100%出資しているYFOの最高投資責任者として、インフロニア・ホールディングス株式会社による当社に対する株式公開買付け（以下「インフロニアTOB」といいます。）に対抗する形で（山内氏の支配下にあつてYFOの事業会社であると称されている）合同会社Vpg及び株式会社KITEが当社に対して提案され、申込みをされた株式公開買付け（以下「本TOB提案」といいます。）やそれに関連する当社との協議・交渉を主導していることは、貴殿もご承知のとおりです。

したがって、村上氏が、貴社の役職員として取得した当社の秘密情報につき、アドバイザー契約4条1項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条4項所定の情報の投資利用禁止義務に違反していることは明らかであり、そうである以上、村上氏を前案件についてのアドバイザー業務に従事させていた貴社もまた、これらのアドバイザー契約上の義務に違反していることは明らかです。なお、アドバイザー契約4条3項においては、貴社が外部のアドバイザーに対して秘密情報を伝達する場合には、アドバイザー契約所定の秘密保持義務を遵守させることを条件とするとされており、そのことからしても、村上氏によるアドバイザー契約4条1項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条4項所定の情報の投資利用禁止義務の違反は、同時に貴社によるこれら義務の違反を構成することは明白です。

それにも拘らず、貴社が村上氏に対して法的措置を講じたり、上記の各義務違反を直ちにやめるよう申し入れたりした事実は確認できず、この点について、当社は今日に至るまで貴社から何らのご説明も頂けておりませんし、村上氏が貴社と「現在何ら関係がない」ことについてのご説明も特に頂けておりません。

仮に、貴社及び貴殿を含む貴社の役職員が、村上氏が最高投資責任者であるYFOと本TOB提案との関係で全く関係がないと主張されるのであれば、当社に対してアドバイザー契約違反の責任を負っている貴社において、当社に対して合理的な説明を尽くすべき責任が存するものと考えております。付言すれば、仮に、本メールに記載されているとおり、貴社及び貴社の役職員がYFOとの間に「資本関係・出資関係・契約関係」がなかったとしても、本TOB提案との関係で貴社がYFOらの「関係者」でないことになるわけではなく、人的ないし資金的関係や、貴社の行動の態様等から、貴社がYFOらと協調して行動してい

ることが合理的に認定できるのであれば、当社としては、本件対応方針における「特定株主グループ」に該当するものとして取り扱うことにならざるを得ないと考えております。

そして、①村上氏を介した貴社と YFO との関係や、②前案件とインフロニア TOB との関連性（村上氏が貴社にてアドバイザー契約所定の業務を遂行されるに際して当社から取得した秘密情報は、インフロニア TOB に対抗してなされた本 TOB 提案の作成・検討に際して極めて有用な情報であること）、及び③貴社が運営するファンドであるアスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド（以下「アスリード・ファンド」といいます。）等に YFO の代表でありその 100%出資者である山内氏が多額の出資を行っている旨の報道が複数存すること等に鑑みれば、別途の客観的・合理的根拠に基づく反証がない限り、当社としては、少なくとも、貴社も YFO と協調して行動する者であると推認することには、合理的な根拠が存すると考えております。貴社は、本メールにおいて、貴社及び貴殿に関する記載を本件対応方針に係る開示から削除することを要請するとされ、「同開示の文面のまま、定時株主総会の議案として招集通知を出されるようなことがあった場合には、法的措置を採る可能性もある」と記載されておられますが、貴社から、本 TOB 提案及び YFO の関係者による当社株式の大量買集め行為につき、貴社が一切関係ないことを示す十分な客観的・合理的根拠を提供された上で、当社が納得できるご説明を頂ければ別論ですが、現状では、残念ながらご要望には沿いかねるといわざるを得ません。

なお、貴社は、富士興産株式会社（以下「富士興産」といいます。）との関係についても言及されておられますが、当社が 5 月 24 日付けプレスリリースで開示した貴社と富士興産との関わりについての記述は、貴社が、契約期間の定めのない投資一任契約を締結し、富士興産の株式に投資をするために必要な権限及び会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限を受任していたアスリード・ファンド等が提出した 2021 年 4 月 28 日付け公開買付届出書や 2021 年 5 月 24 日付け対質問回答報告書、及びアスリード・ファンドが申し立てた差止仮処分申立てに対して東京地方裁判所が下した決定（東京地決令和 3 年 6 月 23 日資料版商事法務 450 号 151 頁）における事実認定からそのまま引用したものであって、特にその後の経緯について言及するものでもなく、これらの引用に基づく記述について、貴社が、本メールにおいて、「当社の評判を貶める意図を感じさせる虚偽の記載」であるとか「当社に対する名誉棄損にもなりかねず、非常に問題がある」等と記載していることについては、遺憾ながら全く理解することができません。

したがって、本メールに記載されている貴社のご要望には現在のところ応じかねます。もともと、今後、貴社から、客観的・合理的根拠に基づいた情報の提供を頂ければ、当社としては、それらの情報を精査の上、適切な対応を取る用意がありますので、その旨申し添えます。

2 アドバイザリー契約の違反について

貴社は、当社を、「虚偽の風説の流布・偽計業務妨害・信用棄損に該当しかねない」等と

一方的に論難されていますが、そもそも、遺憾ながら、貴社は、(村上氏の行為の結果として) アドバイザリー契約 4 条 1 項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条 4 項所定の情報の投資利用禁止義務に違反しており、少なくとも村上氏がかかる義務違反を行わないようにすべき法的義務を負っているにも拘らず、かかる義務を履行していないことについてのご認識が著しく欠如されているように思われます。少なくとも、貴社には、村上氏がアドバイザリー契約 4 条 1 項所定の秘密情報の秘密保持義務及びその目的外利用禁止義務並びに同条 4 項所定の情報の投資利用禁止義務に違反していること及び貴社がかかる違反に対して適切な措置を講じているかについて、客観的・合理的根拠に基づいて、当社が納得できる十分な説明を尽くすべき責任があることは明らかです。

なお、貴社が前案件の関係で当社に対して提供されていた業務には、当社に対して、「有価証券の価値等」「金融商品の価値等・・・の分析に基づく投資判断」に関し、「口頭、文書・・・その他の方法」によって助言を行い、その対価として報酬を受領することを内容とするもの(金融商品取引法 2 条 8 項 11 号)が含まれているように思われますが、金融商品取引法 41 条では、金融商品取引業者等は、「顧客のため忠実に投資助言業務を行わなければならない」旨及び「顧客に対し、善良な管理者の注意をもって投資助言業務を行わなければならない」旨が定められており、同法 41 条の 2 では、金融商品取引業者等が投資助言業務を行うに際しての禁止行為として、「顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと」(1 号)、「助言を受けた顧客が行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引・・・を行うこと」(4 号)が掲げられています。したがって、貴社においても、アドバイザリー業務を営む以上は、少なくともこれらの規定の趣旨を遵守することが求められているものと考えます。

以上から、当社と致しましては、村上氏が最高投資責任者を務めている YFO による当社株式に対する大規模買付行為等に関し、貴社には、当社との間のアドバイザリー契約における重大な義務違反の疑いがあると考えており、その点に関する貴社のお考えをお伺いしたいと考えております。十分なお説明が頂けない場合には、貴社に対してアドバイザリー契約に基づいてお支払いした報酬について返還を求めることを含め、適宜必要な措置を講じて参る所存ですので、予めご承知おきください。

敬具